

別府市ソーシャルスタートアップ成長支援事業補助金 よくあるお問い合わせ

対象者について

Q:本店所在地は別府市外だが、別府市内に支店があります。補助対象となりますか。

A:対象外です。別府市内に本店を置く中小企業者が対象となります。

Q:個人事業主も対象になりますか。

A:補助対象者の要件を満たす別府市内に主たる事業所を置く個人事業主は対象です。

Q:一般社団法人や NPO 法人は対象となりますか。

A:対象外です。中小企業基本法第2条第1項に規定する会社または個人が対象となります。

Q:創業からおおむね10年以内であることとありますが、個人事業主から同一事業で法人化した場合は個人事業主の年数も含みますか。

A:含みます。個人、法人問わず事業を開始してからの通算年数で判断します。

事業計画書について

Q:事業計画書のレイアウトやデザインの変更は可能ですか。

A:1~2ページ目は変更不可です。3ページ目以降は A4サイズ(横)で記載する項目が変わらなければ、レイアウト・デザインの変更は可能です。

Q:スライド枚数を増やしてもよいですか。

A:問題ございません。ただし、二次審査では事業計画書に基づく5分間のプレゼンテーションを実施していただきます。そのことも考慮のうえ、作成してください。

Q:申請の段階で、ふるさと納税の寄附集め目標額の設定が必要ですか。

A:必要です。目標総額及びその内訳(個人版ふるさと納税・企業版ふるさと納税)金額を設定したうえで、申請してください。また、寄附集めの取組や実現度は重要なポイントになりますので、具体的に記載してください。

寄附集めについて

Q:個人版ふるさと納税制度を活用した寄附(クラウドファンディング型)は、どのように募ればよいのでしょうか。

A:別府市が契約するクラウドファンディング型ふるさと納税ポータルサイトに、認定された各スタートアップの事業を掲載します。このサイトを窓口として、寄附を募ります。

Q:個人版ふるさと納税の寄附をいただいた場合、受付事務や返礼品の発送作業は誰がするのでしょうか。

A:別府市ふるさと納税サポート室が対応しますので、認定されたスタートアップでの対応は不要です。

Q:企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の受付窓口はどちらになりますか。

A:企業版ふるさと納税制度については、下記窓口が担当となります。寄附の申し出があった企業様にご案内ください。

別府市企画戦略部政策企画課

電 話 0977-21-1122

メール pco-pf@city.beppu.lg.jp

参考:別府市企業版ふるさと納税ページ

<https://www.city.beppu.oita.jp/sisei/furusatoouen/kigyouban.html>

Q:個人版ふるさと納税ポータルサイトへの掲載料や返礼品送付等の手数料は、寄附額から差し引かれるのでしょうか。

A:ふるさと納税に係る各種手数料は別府市が負担します。